

令和6年度 第4回

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料No. 1

第3回広島県建設用金属製品等製造業最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

| | | | |
|--|-------------------------------------|-------|-------|
| 開催日時 | 令和6年10月29日(火) 9時54分～12時38分 | | |
| 開始場所 | 広島合同庁舎2号館6階7号会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 2人 | 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他 | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| <p>1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「三者合意を目指したいという思い、地賃との優位性、さらには県内業種間の格差是正という観点から、52円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「人手不足が深刻な状況であり、人材の供給制約に直面している。賃上げの重要性、必要性は承知している。使用者代表委員が所属する企業では前期の業況は良かったが、通常ベースで考えると原材料価格が高騰しており大口の受注が取れないと厳しい状況である。また、取引先では、まずは自社の雇用確保をされる企業が多く、非常に厳しい状況が続いている。引上げ額は、会社によっては持ち直しの動きもあるが、中小、零細企業には昨年の状況から変化がないことから、プラス38円、1,040円を提示したい。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたところ、使用者側委員から「昨年の地賃と特賃の引上げ額の割合を今年度の地賃引上げ額50円にかけて、改めて42円を提示する。」と金額提示があった。しかし、未だ金額の開きが大きく、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第4回 広島県金属製品等製造業最低賃金専門部会 日時及び会場を調整のうえ開催</p> <p>主な議題 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>なお、事務局から、本審での決議を省略できる最低賃金審議会令第6条第5項の適用について説明を行ったのち、部会長から、令和6年6月28日付け「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について」の記の4および別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」の記の3に基づき、本専門部会出席委員全員に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用の可否</p> | | | |

について図ったところ、使用者側代表委員2名の了承が得られず、次回開催の専門部会においては、最低賃金審議会令第6条5項の適用は行わないこととした。